

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表第1（第2条関係）

- 1 略
- 2 コミュニティセンター

名称	位置
町田市玉川学園コミュニティセンター	町田市玉川学園二丁目19番12号
略	略

別表第2（第4条関係）

1 施設使用料

センターの名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
略	略	略	略	略	略
町田市 小山市 民センター	略	略	略	略	略
町田市	ホール	1,520	2,080	2,080	5,680

改正前

別表第1（第2条関係）

- 1 略
- 2 コミュニティセンター

名称	位置
略	略

別表第2（第4条関係）

1 施設使用料

センターの名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
略	略	略	略	略	略
町田市 小山市 民センター	略	略	略	略	略

玉川学園コミュニティセンター	多目的室1A (保育室)	300	400	400	1,100
	多目的室1B	300	400	400	1,100
	多目的室2	610	860	860	2,330
	多目的室3	610	860	860	2,330
	多目的室4	610	860	860	2,330
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
略 町田市小山市民センター 町田市玉川学園コミュニティセンター 略	グランドピアノ	半日につき 520円
		全日につき 830円

備考 略

略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
略 町田市小山市民センター 略	グランドピアノ	半日につき 520円
		全日につき 830円

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の施設等の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市地域センター条例の規定の例により行うことができる。